

平成29年10月2日

一般社団法人 全国信用組合中央協会
会長 渡邊 武

郵政民営化に関する意見について

私ども信用組合業界は、特に、郵政改革に係るゆうちょ銀行のあり方（預入限度額の引き上げ、新規業務への参入に係る業務範囲の拡大）については、かねてより、実質的に政府の関与が続く間は、公正な競争条件が確保されず民業圧迫につながるおそれがあることから、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

こうした考え方にに基づき、以下のとおり、「これまでの郵政民営化に対する評価」、「今後の郵政民営化への期待」について意見を申し述べます。

1. これまでの郵政民営化に対する評価

日本郵政グループ3社（日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式上場、政府保有株式の売り出しは、郵政民営化への道筋をつける上で重要なステップであると認識しておりますが、ゆうちょ銀行の現状は、依然として実質的な「政府保証」が残っているものであり、かつ、完全民営化への道筋が具体的に示されていないことから、民間金融機関と公正な競争条件は確保されない状況が今後も続くものと考えております。

他方、ゆうちょ銀行は、地域経済の活性化や地方創生に向けて民間金融機関等と地域活性化ファンドへの共同出資を行うなど、こうした民間金融機関等との連携・協調への取り組みは評価できるものと認識しております。

こうした中、平成28年4月には、ゆうちょ銀行の預入限度額が1,000万円から1,300万円に引き上げられ、さらに平成29年6月には、新規業務として「貯金者向けの口座貸越サービス」が認可されております。

特に預入限度額引き上げの影響については、マイナス金利の導入など異次元の金融緩和政策の下にあることから、ゆうちょ銀行への資金シフト等について正確に把握できない状況にあり、その影響については引き続き状況をモニタリングしていく必要があると考えております。

信用組合業界としては、民間金融機関との公正な競争条件が確保されない中での預入限度額の再引上げや新規貸出業務等への参入は、信用組合の経営に影響を与えるとともに、ひいては信用組合の取引先である小規模事業者等への円滑な資金供給にも支障を生じさせるおそれがあると考えております。

したがって、ゆうちょ銀行の預入限度額の再引上げや新規貸出業務等への参入は、到底容認できるものではありません。

2. 今後の郵政民営化への期待

郵政民営化における基本的な考え方は、郵政民営化法において示されているように「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ね、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」こととされていることから、今後とも同法の基本理念に沿って進められるべきであると考えます。

繰り返しになりますが、郵政民営化委員会をはじめとする関係各機関におかれましては、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されない中では、預入限度額の再引上げや新規貸出業務等への参入を認めないことを強く期待いたします。

一方、信用組合業界としては、郵政民営化の基本的な考え方を踏まえ、ゆうちょ銀行との連携・協調などにより、地方創生や地域の活性化に資する地域ファンドの共同設立や高齢者支援業務、さらには地方公共団体を含めた連携による地域の小規模事業者や生活者に対する金融支援などに貢献していくことが重要と考えております。

以 上